

# 千葉県教育委員会会議議事録

令和元年度第6回会議（定例会）

1 期 日 令和元年8月28日（水） 開会 午前10時30分  
閉会 午後0時15分

2 教育長及び出席委員

教育長 澤川 和宏  
委員 佐藤 眞理  
井出 元  
岡本 毅  
貞廣 齋子

3 出席職員

教 育 次 長 吉野美砂子

企画管理部

企 画 管 理 部 長 山口 新二  
企 画 管 理 部 次 長 吉野 光好  
教 育 総 務 課 長 藤谷 誠  
企画管理部副参事兼教育総務課  
人事給与室長 富岡 健治  
教 育 政 策 課 長 岩崎 雅夫  
企 画 管 理 部 副 参 事 兼  
教育政策課高校改革推進室長 酒匂 一揮  
教 育 施 設 課 長 西原 正男  
福 利 課 長 梅島 好美

教育振興部

教 育 振 興 部 長 大野 英彦  
学 校 危 機 管 理 監 中村 敏行  
教 育 振 興 部 次 長 風間 慎吾  
生 涯 学 習 課 長 古泉 弘志  
学 習 指 導 課 長 内田 淳一  
特 別 支 援 教 育 課 長 酒井 昌史  
教 職 員 課 長 浅尾 智康  
教 育 振 興 部 副 参 事 吉本 明広  
学 校 安 全 保 健 課 長 日根野達也  
文 化 財 課 長 大森けい子  
体 育 課 長 加藤 俊文  
教育振興部副参事兼体育課ちば  
アクアラインマラソン準備室長 赤池 正好

企画管理部

教育総務課人事給与室給与制度班長	越川 秀昭
同 主査	深見有希子
同 人事班主査	川名 康博
教育政策課主幹兼教育立県推進室長	河野 安勝
同 推進班長	庄司 雅和
同 副主幹	渡邊 嘉三
同 高校改革推進室主幹	鈴木 栄次
同 副主幹	佐々木浩幸
同	
財 務 課 副 課 長	石井 賢一
同 予算班長	北崎 行雄
同 主査	横田 弘平
同 副主査	矢野 亮平
同 主幹兼財務指導室長	鈴木 徳美
同 育英班長	野上 慎司
同 副主査	古谷 優介
同 主事	加瀬 貴廣

教育振興部

学習指導課教育課程室主幹	鶴岡 利明
同 指導主事	朝日 大介
同 学力向上室主幹	梅津 健志
同 主席指導主事	井関徹太郎
同 指導主事	斉藤 光紀
児童生徒課副課長	田中 文昭
同主幹兼生徒指導・いじめ対策室長	伊澤 浩二
同 指導主事	白木 康彦
特別支援教育課主幹兼教育課程指導室長	松田 厚
同 指導主事	菊間 俊徳
教職員課主幹兼管理室長	細川 義浩
同 主席管理主事	増田武一郎
同 管理主事	池田 淳一
同 管理主事	松本 聡
同 管理主事	加瀬 博俊
体育課主幹兼スポーツ推進室長	都丸 輝信

事務局

企画管理部教育総務課副課長	青柳 誠
同 主幹兼委員会室長	神子 純一
同 主幹兼文書・情報室長	大野 光紀
同 委員会室副主幹	初芝 亨
同 主査	今井 清人
同 副主査	稲田 敏志

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 貞廣 斎子 委員

- 6 令和元年度第4回教育委員会会議（定例会）議事録の承認  
令和元年度第5回教育委員会会議（臨時会）議事録の承認

## 7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第22号議案から第31号議案の議案10件、第3号報告の報告議案1件、報告1から報告3の報告3件である。

第25号議案から第27号議案と第3号報告は、教育委員会会議規則第13条第1項第四号「知事又は議会に対する意見の申し出等」に該当することから、第28号議案から第31号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

なお、第23号議案と第24号議案について、確認する。4月17日に行われた第1回千葉県教育委員会会議において、平成31年度における教科用図書採択に関する会議の進め方に係る基本的な考え方について御審議いただき、「採択する際の教育委員会会議は原則公開とする。」ことが決定されたので、今回の県立中学校教科書採択については、公開で審議する。

## 8 審議事項

### 教育長報告 「県立中学校用歴史・公民教科書の新規採択を求める請願」への対応について

#### 【澤川教育長】

本請願の趣旨は、「令和2年度使用県立中学校用教科書採択において、社会科歴史・公民教科書の採択について、新たに調査研究を行い、採択を行うこと」を求めるものである。千葉県教育委員会では、法律に則り、専門的知識を有する学識経験者等から構成される教科用図書選定審議会を4月26日に設置し、5月30日に同審議会から県立中学校の教科書採択に係る答申をいただいた。この答申を受け、教育長及び各教育委員において、選定資料や選定理由書等をもとに、これまで調査研究を行ってきたところである。これらのことから、本請願で求めている内容は、「請願を受ける以前から、すでに取り組んでいる」ことであり、教育委員会会議に付議しないこととした。なお、県立中学校の教科書採択については、この後の第23号議案及び第24号議案で審議する。

教育長報告は終了。

### 第22号議案 令和2年度千葉県県立高等学校第1学年生徒募集定員について

#### 【企画管理部副参事】

議案資料1-1ページを御覧いただきたい。はじめに、1の中学校卒業予定者についてだが、令和2年3月の千葉県内における国公立私立中学校卒業予定者数は、約5万3千420人で、前年と比較して約480人の減となる見込みである。なお、参考だが、令和3年3月の中学校卒業予定者数は、さらに約2千人の減となる見込みである。次に、2の進学予定者についてだが、令和2年3月の県内国公立私立中学校卒業予定者の高等学校等への進学率は、98.9%程度になるものと推測され、進学予定者数は、5万2千832人と見込んでいる。次に、3の募集定員についてだが、進学予定者数の5万2千832人から、県内私立高等学校、県内市立高等学校及び県外高等学校への進学見込み者数等を除き、県立高等学校全日制の課程は3万320人とした。また、定時制の課程については、1千320人とした。通信制の課程及び専攻科については変更はない。具体的には、次のページの4、県立高等学校全日制の課程の内訳、及び5、県立高等学校定時制の課程の内訳を御覧いただきたい。入学者選抜における志願倍率の推移や、学校の状況等を考慮し、全日制の課程で11学級減、定時制の課程で3学級減を行う。最後に、議案2ページから3ページに各学校の募集定員を取りまとめているので、御確認いただきたい。

【澤川教育長】

来年度の中学校卒業見込者が480人減、再来年度の卒業生見込者がさらに2千人減とあるが、今後の中学校卒業見込者の推移について、データがあれば説明願いたい。

【企画管理部副参事】

来年度は480人減、次の年度は2千人減と推計している。それ以降について、中学校1年生については、今の中学2年生よりも1千500人の増となる。その翌年、小学校6年生については、1千200人の増となるが、小学校5年生、4年生においてはさらに1千600人減る。小学校3年生はあまり変わらないが、小学校2年生、1年生については1千人ずつ減る。推計であるので流出入等がある。また、小学校に関しては、中学校に進学時に県外の私立中学校への進学者も含まれた数である。

【澤川教育長】

資料1-2ページの11学級減について、どういう考えでそれぞれ学区ごとの減を割振り、学区の中でどの学校を学級減とするのか、細かな考えを教えてください。

【企画管理部副参事】

学区ごとの割振りについては、学区内における今の中学3年生の生徒数と昨年度との増減から、1学級の人数40で割った数を学区ごとに算出している。この数値をもとに各学校の事情、設備、志願倍率等を勘案して定めている。

【澤川教育長】

第4、第7、第8学区については、来年度の減はないということか。

【企画管理部副参事】

そのとおりである。

【澤川教育長】

第22号議案について、可決したいがよろしいか。

【佐藤教育長職務代理人・委員】

よい。

【澤川教育長】

第22号議案は、原案どおり可決する。

**第23号議案 令和2年度使用千葉県立千葉中学校教科書の採択について**

**第24号議案 令和2年度使用千葉県立東葛飾中学校教科書の採択について**

【学習指導課】

第23号及び第24号議案を一括して説明する。本議案は、「県教育委員会行政組織規則」第5条第17号の規定等により、各県立中学校が令和2年度に使用する教科書を採択しようとするものである。

お手元の議案資料4-1ページをご覧ください。検定、採択・使用期間の一覧である。令和元年度の県立中学校の教科書採択は、「特別の教科道徳」を除く各教科となる。中学校は、令和元年度、令和2年度に採択を示す△印が2年連続している。令和元年度は、前回採択から4年目となることによる採択の年度となる。令和2年度は、令和3年度から新学習指導要領全面実施となることから、その前年度に、新たな教科書が発行される。したがって、令和元年度は、現行の学習指導要領下で1年間だけ使用する教科書を採択することになる。このような状況のもとで、各教科書発行者が今回の採択に向けて新たな中学校教科書が発行しなかったこと

から、令和元年度中学校用教科書採択は、前回の平成27年度採択をした際の教科書が対象となる。中学校用の選定資料については、議案資料4-1ページの文部科学省からの通知文に、「4年間の使用実績を踏まえつつ、平成27年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられる」とあり、選定審議会でお諮りしたところ、今回の中学校用の教科書に係る選定資料等については、前回採択時に作成したものを活用することとなった。さらに、各県立中学校の校長意見等も参考に、第2回教科用図書選定審議会にて御審議いただいたところ、議案資料4-2ページに記載されている答申文が出された。答申文については、両校とも、「平成27年度採択した教科書から新たな中学校用教科書の届け出が無かったこと、4年間の使用実績として学習効果が得られていることや使用する上で特段の問題が無かったという各県立中学校長の意見が報告されたことなどから、平成27年度採択した教科書を継続して使用することが望ましい」という内容になっている。以上のことを踏まえ、県立千葉中学校及び県立東葛飾中学校が令和2年度に使用する教科書については、議案5ページと7ページにある別紙のとおりとしてよろしいか、御審議いただきたい。

【澤川教育長】

今年は4年に1回の採択替えのサイクルと新学習指導要領の導入という、少しイレギュラーな形となっている。今回採択する県立中学校で使用する教科書は、来年度1年間限りのものということと、採択の対象が前回の平成27年度に採択した教科書となる。選定審議会にお諮りし、答申をいただいております、通常と同じプロセスを経て本日の教育委員会会議に至っている。

【澤川教育長】

選定審議会の答申の中で、両中学校長の意見を聞いているが、4年間の使用実績の中で学習効果が得られているということを重視したいと思うが、いかがか。

【澤川教育長】

第23号議案について、可決したいがよろしいか。

【佐藤教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第23号議案は、原案どおり可決する。

【澤川教育長】

続いて、第24号議案について、可決したいがよろしいか。

【佐藤教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第24号議案は、原案どおり可決する。

## 報告1 平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の結果について

【学習指導課長】

お手元の報告資料1ページの「実施状況の概要」を御覧いただきたい。4月に実施した全国学力・学習状況調査の結果が、7月に文部科学省から公表され、本県においても速報として概要を公表した。本年度調査の主な変更点は、中学校「英語」が実施されたことと、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、知識・活用を一体的に問う出題形式になったことである。次に2「結果の概要」を御覧いただきたい。教科に関する調査において、本県公立学校の結果は、全ての教

科において全国の平均正答率を下回っている状況である。このうち中学校数学については、他教科に比べ特に下回る状況にある。昨年度の調査結果公表の際にも、中学校数学が課題であると報告したが、本年度についても中学校数学は依然として課題と捉えている。さらに、問題形式別平均正答率から、「記述式」の問題に課題がみられた。次のページの(2)「生活習慣や学習環境等に関する調査結果」を御覧いただきたい。小・中学校共に、読書を好む児童生徒が全国に比べ上回る状況である。また、生徒の「英語への関心等」も全国を上回る状況である。しかしながら、児童生徒ともに教科を問わず、記述問題に最後まで取り組もうと努力したかの質問については全国を下回った。また、全国学力・学習状況調査の活用を「よく行った」と回答した学校の割合は、小・中学校ともに、全国に比べ下回る状況である。

これらを踏まえ、3の調査結果から見られる傾向について説明する。傾向をまとめたものとして、四角の中にある通り、本県の児童生徒は、基礎的・基本的な事項に関する理解に引き続き課題がある。また、学習に対して粘り強く取り組んだり、身に付けた知識をうまく活用して説明したりする力が身に付いていないと考えられ、このことが無解答率の高さや、全国平均を下回ることにつながっていると考ええる。さらに、本調査結果を活用した授業改善が全国に比べて十分に図られていないことが分かる。

そこで、4 改善に向けての今後の対応であるが、県教育委員会では、基礎的・基本的な事項の確実な定着を図ると共に、自分の考えを説明したり、粘り強く取り組んだりする力を育むために、『学習の振り返りの際に、自分の言葉でまとめを書く』活動を授業に取り入れることを推奨していく。具体的には9月に行われる教育事務所指導室長・指導主事会議等で具体的授業改善策を示し、学校訪問等で指導・助言することや、県で作成している授業の実践モデルにおいて、書く活動を適切に取り入れ、特に「まとめあげる」場面においては自分の言葉でまとめることや振り返りを行うようにする。あわせて、9月上旬に調査結果の分析を踏まえた授業改善策等を示したリーフレットを各小中学校等に配付し、本年度2学期からの授業改善に活かすよう指導していく。また、12月に詳細に分析した「分析結果報告書」を各小中学校等に配付し、当面の取組だけでなく、各学校の研修や来年度以降を見越した教育課程の編成に活用できるようにしていく。さらに、当該調査結果を踏まえ、課題となる問題を「ちばっ子チャレンジ100(小学校)」「ちばのやる気学習ガイド(中学校)」に具体的に示し、学習指導の改善に取り組んでいく。詳細については、別冊資料を御覧いただきたい。

#### 【貞廣委員】

このような調査を行う時に重要な点は、二次分析を適切に行い、結果を練り上げるということだと思う。平均点はあまり意味がない。むしろ水準の問題ではなくて、格差、どこの誰がなぜ学力が定着していないのかということをしつかりと見定めて、そこに視点を絞り下支えし、具体的な授業づくりや手立てを講じなければならない。平均点が上回る、下回るということではなく、下回ることや底抜けしている子供たちがどこにどういう状態なのかという良質な二次分析をしていただきたい。例として、OECDが実施しているPISA調査の二次分析は、階層線形モデルを取り入れている。学校、子供が入れ子構造のデータになっていて、分析を行うのに適切なモデルである。推奨されているので参照しながら、平均値を超えた分析をしていただきたい。

次に、調査結果が出た時の捉え方として重要な点は、まず学校現場が主体的に結果に向き合っていて、どのように授業を変えていくのか、どのように子供たちの関わり方を変えていくのかという手立てを自分たちで主体的に考えていくことだと思う。先生方が調査結果を活用することが若干低調にある。また、義務教育9年間を見据えた指導ということを見ると小・中学校の教員が、互いに子供たちの状況を分析することも低調である。このことは改善を要することだと思う。そこで低調な状況をどのように捉えて、どのように活性化していこうと考えているのか。

#### 【学習指導課長】

PISAの調査は参考にしたい。全体的な分析は速報値として出した。各学校で子ども一人一人と向き合ってどこが悪かったのか、どういう状況にあるのかということをしつかり分析する必要がある。一つの手段として県では分析ツールを提供している。分析ツールを市町村教育委

員会を通じて各学校に提供し、学校の状況を把握してもらおう。小中連携9年間の取り組みについては、課題がある。詳細版の27ページには小中連携して課題を共有したという質問で「よく行った」という回答は全国を下回り、非常に低い数値になっている。中学校も全国に比べ低い状況になっている。子供たちを小中学校別にみるのではなく、9年間で見えていくということが千葉県では足りない。また本調査の活用状況に関する質問では「よく行った」と回答した学校は全国に比べ非常に低い結果になっている。このことは大きな問題として捉えており、市町村教育委員会を通じて各学校に周知していく。

#### 【貞廣委員】

各学校に呼びかける際は、先生方は非常に忙しいので、じっくり分析に向き合えるように、いかに地域や教育委員会がサポートしていけるのか連動させて、授業を充実させてほしい。

#### 【澤川教育長】

課長の説明に分析ツールの話があり、県が提供して各学校が分析して学力調査に活用しているが、それがどの程度活用されているのか、具体的にどういった形で活用されているのかということをお県教育委員会は把握できているのか、どういった形で把握しているのか。

#### 【学習指導課長】

分析ツールの使用状況は、ほぼ100%の学校が使用したと回答している。それにも関わらず27ページのような結果が出ているということは、分析ツールを使用した後に授業改善に結びついていないことがいえる。一番大きな問題はそこだと思う。冒頭で述べたように、全体的な傾向から言えることは、まとめあげるところが課題である。まとめあげるとは、知識の定着や記述の改善が期待できる。本調査結果を活用した後に授業改善をしないと本調査の意味がない。活用を促すためにも学力向上交流会や各事業を通じて、分析結果を授業に生かすことを強く伝えていく。

#### 【佐藤教育長職務代理者】

学力調査は4月18日に実施して結果がかなり遅い。9月4日に指導主事に告知するということは、授業に生かすためには相当先になる。それと今年度実施した集団の結果を踏まえ授業改善を行い、授業改善を行った結果が、翌年の結果になる。しかし、翌年は違う学年の子供が調査対象になっていることから、調査結果は測りようのないところがある。個人個人の学力の底上げをしていくということが大きな目的の一つだとしたら、全国学力・学習状況調査でよいのか。何か新たに実施した方がよいのではないか。または教員の負担が増えてしまうので何か違う方法を検討することも必要なのではないか。1、2年かけて検討する必要があると思うが、何が目的でこの方法が定着しているのか。

#### 【学習指導課長】

この調査の目的は授業改善であると文部科学省が述べている。それぞれの地域の課題をつかみ授業改善を行うことが目的となっている。したがって、数字の細かい競争ではなく、授業改善に使う必要がある。また、調査を実施しているので、個人に返さなければ何もならない。また、調査結果時期については以前に比べ早まっている。それと小学校6年生で実施されてその結果を中学校で生かしていく、小中連携を図っていくことが重要である。

#### 【澤川教育長】

授業改善が図れるように様々な手立てを講じているものの学校現場に浸透していないところがみられるので、もう少しスピード感をもって取り組んでほしい。これまで講じてきた施策が効果的であったか、新学習指導要領の全面実施とあわせて、これまでの学力向上施策を見直して取り組んでほしい。

報告1は終了。

## 報告2 令和2年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択について

### 【特別支援教育課長】

令和2年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択について、千葉盲学校の一部を除き、千葉県教育委員会行政組織規則第12条第7号の規定に基づき、教育長専決により処理したので、その内容を報告する。はじめに、お手元の報告資料4ページを御覧いただきたい。県立特別支援学校の小学部及び中学部の教科用図書の採択の流れ及び特別支援学校で使用する教科用図書の種類について示したものである。特別支援学校では、児童生徒の障害の状態や発達の段階に応じた特別な教育課程を編成できることから、文部科学大臣の検定を経た教科用図書、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書、学校教育法附則第9条に基づく一般図書の3種類の中から、校長が教科用図書を選定する。報告資料5ページ以降は、県立特別支援学校管理規則第14条第1項に基づく令和2年度の県立特別支援学校小学部、中学部の採択状況についてまとめたものである。事務局では、各学校の児童生徒の障害の状態や発達の段階に合っているかなどの教科用図書の選定理由等を確認することにより、各学校の校長が選定した教科用図書が適切であると判断し、専決事項として教育長が採択した。なお、千葉盲学校の検定済教科書については、特別支援学校小学部視覚障害者用教科書として地図帳・音楽・家庭・保健の4種類について、文部科学省から通知が発出され次第、採択する予定である。

報告2は終了。

## 報告3 令和元年度第1回「教員等の出退勤時刻実態調査結果（速報値）」について

### 【教職員課長】

県教育委員会では、令和元年5月に改定した「学校における働き方改革推進プラン」に示した業務の削減や部活動の負担軽減などの48項目の取組の徹底を図っているところである。教職員の勤務実態を把握するため、昨年度から年間2回の出退勤時刻調査及び意識調査を実施しているが、今年度6月に行った「教員等の出退勤時刻実態調査」の結果が速報値としてまとまったので、報告する。

報告資料19ページを御覧いただきたい。この調査は、県立学校についてはフルタイムで勤務する全職員、市町村立学校については、各市町村教育委員会ごとに把握している実態を調査したものである。月当たりの正規の勤務時間を80時間超えた教諭等の割合は、小学校で12.1%、中学校で37.9%、義務教育学校で33.3%、高等学校で20.6%、特別支援学校では0.1%であった。昨年11月の調査結果と比較すると、県立学校においては、高等学校で5.3ポイント、特別支援学校で1.3ポイントの減少が見られるものの、小中学校においては増加し、特に中学校では7.4ポイント増加するなど依然として「過労死ライン」を超える教職員が多く存在しており、十分な成果が得られていない状況である。

このことから、今後は、「勤務時間の上限に関する方針の策定」や「定時退勤日の実施の徹底」等の、より踏み込んだ、実効性のある具体的な取組が必要であるとする。なお、今回の調査結果については、7月に実施した意識調査の結果とのクロス集計をすることで、在校時間と教職員の働き方に関する意識の関係性を分析するとともに、「プラン」に示したどの取組が働き方改革に効果的であるのかを定量的に分析するためのデータとしても活用していく。今後も、引き続きこれまでの取組を検証し、改善策を示していくことで、働き方改革をより一層加速させていく。

### 【岡本委員】

小中学校では月当たり80時間を超えて勤務した教員が増えている一方で、高校では段階的に減っているのはなぜか。

### 【教職員課長】

県立学校については、定時退勤日や部活動の休養日の設定などの取組が徐々に効果を発揮し

ているものと思われる。各市町村教育委員会に小中学校の状況を確認したところ、行事や統合などの新たな取組によって業務が増えたという報告もあったが、大半は、「より正確な実態が把握できたことによる」との回答であった。しかし、これでは正確な分析にはならないと考える。今後は、追跡調査を行う必要があると考えている。

**【岡本委員】**

よく分析し、高校の効果を小中学校にも波及させてもらいたい。

**【貞廣委員】**

調査時期が6月と11月の2回設定されているが、繁忙期ではなく平均的な月を設定しているのか。また、文部科学省の勤務実態調査では、業務の内容や負担感等の詳細なデータを取り、研究者が二次分析をしている。こういったデータを活用して積極的に進めてもらいたい。

**【教職員課長】**

6月は小・中学校ともに校外学習などの行事が多く、中学校では部活動の大会等が目前に迫った時期でもあり、比較的業務の忙しい時期に当たると考えている。一方、11月は大きな学校行事等が一段落し、繁忙期に当たらないと考えている。成績処理等で忙しい時期を除くことで、教員への負担を考慮した調査時期を設定している。

**【澤川教育長】**

昨年と比較して、在校時間が減っているにもかかわらず、中学校では80時間を超える人数が増えているのはなぜか。その点について、どこまで把握しているのか。

**【教職員課長】**

現在は市町村教育委員会からの報告にとどまっているので、結果としては特定の職員に業務が集中してしまっていることが推測されるが、この点については、今後市町村教育委員会に対し、現場の状況を確認するとともに、校長が80時間を超える教員との面談を行い、その理由を把握した上で、必要な指導・助言ができるよう徹底していきたい。

**【澤川教育長】**

まずは、校長が80時間を超える教員に対して、どういう仕事をしているのか、なぜ80時間を超えているのかを把握し、それを分析することで有意義なデータが得られる。詳細な把握については、カードリーダーやICカード等を活用して調査をバージョンアップしてもらいたい。また、次回の調査結果の報告においては、データだけでなく、分析結果も併せて報告してもらいたい。

**【井出委員】**

80時間を超えた教員の意識はどうか。教育の内容は超過せざるを得ない内容もあるのではないか。

**【教職員課長】**

まだ十分に分析ができていないが、市町村教育委員会からの聞き取りの中では、新任の教頭や主任、行事の担当者などの特定の職員が長時間の勤務となったと聞いている。今後は、個々の教職員の状況についても把握していきたいと考えている。

**【澤川教育長】**

詳細な分析・把握を進めてもらい、随時教育委員会会議でも報告していただきたい。

報告3は終了。

## 委員報告 国立歴史民俗博物館の視察について 第2回人事管理研修について

### 【佐藤教育長職務代理者】

7月24日に井出委員、花岡委員と私で国立歴史民俗博物館を視察した。目的は、学校教育との関連、新展示室の見学であった。今年の3月19日、第一展示室「先史古代部門」がリニューアルされた。日本列島に人類が出現した約3万7千年前から8世紀初頭を第一展示室として、実物大のナウマンゾウや石器、土器の陳列があり、当時の生活の様子がわかりやすく展示されており、見学の時間はあっという間に過ぎていった。その後の職員との懇談会では、博物館の方針として、特定の歴史観を展示するのではなく、歴史を見ていくための材料を提供し、見る人が歴史を考える場としたいという説明があった。学校教育との関連では、小中学生の見学は多いが、県内の高校生が少ないという課題があり、今後増加に向けて工夫したいとのことであった。

8月9日に第2回人事管理研修が行われ、今年度の教員採用第2次選考の評定委員の皆様にご挨拶と依頼を申し上げた。あと数年続く経験豊富な教員の大量退職、急激な世代交代の中、採用に当たり人物重視の観点であること、優れた人材の確保ができるようお願いした。そして、残念ながら教員による不祥事が後を絶たず、評定委員の皆様の日頃からの研鑽によって培われた識見を基盤に人物を見極めてほしいと依頼した。最後に感想であるが、評定委員の方々は男性が多く、もう少し女性の評定委員が増えるといいのではと感じた。

## 委員報告 第101回全国高等学校野球選手権千葉大会閉会式について 中学生・高校生との交流会について

### 【井出委員】

7月25日に第101回全国高等学校野球選手権千葉大会の閉会式に参加した。試合を全部見て、彼らの真摯なプレーに感動した。その他にも習志野高校の応援が全国レベルであることを肌で感じた。閉会式では、祝辞を述べ、優勝校の選手にメダルをかけたが、一人一人が実にいい笑顔だったことが印象的であった。スポーツは人間をいかに育てるのかということがよくわかった。また、応援する生徒、プレーする生徒、両者とも「感謝をする」という気持ちがよく伝わってきた。つまり、自分たちは大勢の人たちに支えられてプレーしている、応援する側は選手が頑張ったからこの決勝の場にいられると、非常によいつながりがあると感じた。改めて、課外活動が教育の中でいかに大きな意味があるかを感じた。

7月29日に県立薬園台高等学校で行われた中学生・高校生との交流会に参加した。障害のない人たちが障害者に対する理解を深めて、障害のある人と共に社会を作っていくために、自分たちに何ができるかをテーマに、積極的に意見を述べていた。どのグループでも共通していたのは、自分たちは障害者に対する基本的な理解がまだまだ不足していると反省していることである。そして、それを改善するには、どうしたらよいのかを真剣に考え、話し合っていた。グループからは、パラリンピックにもっと関心を寄せたい、それが障害者を理解する絶好なチャンスであるという意見や具体的なサポートの体験機会を増やした方がよいという意見が出ていた。8月6日の県立八街高等学校での交流会でも、同テーマで意見を出し合った。お金が必要な支援と気持ちで変えられる支援の2つに分けて考え、具体的な意見を述べているのが印象的であった。2つの交流会を通して、年1回のイベントで終わらせることなく、もっと積み上げていってはどうかと感じた。同じメンバーがもう一度話し合いを行ったら、もっと深い話し合いができるはずである。また、話し合い後に参加者全員が感想を書いていたが、その内容を知りたい。我々もその内容をしっかり把握し、その中に教育施策に生かす、そういう提案があるのではないかと感じる。この中高の交流会に参加した生徒には、この経験からとてもよい影響が与えられたのではないかと感じる。この年代の子供たちは、いろいろなテーマを与えることによって、お互い影響を与えあっているのではないかと実感した。

委員報告は終了。

## 第25号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

### 【教育総務課長】

第25号議案は、知事が議会に条例案を提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本教育委員会に意見を求めてきたことから、その内容について異議がないものと回答してよろしいか御審議いただくものである。

議案資料の8—1ページを御覧いただきたい。1の改正概要であるが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正等により、非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保を目的として、一般職の会計年度任用職員制度が創設されたことから、県においても所要の規定の整備を行うものである。2の改正内容であるが、一つ目は（1）会計年度任用職員制度の創設に伴い、所要の規定の整備を行い、二つ目は（2）その他条項ずれ等の所要の規定の整備を行うものである。3の施行(しこう)期日については、令和2年4月1日となっている。第25号議案の説明は以上である。これらの内容について異議がないものとして回答してよいか、御審議いただきたい。

### 【澤川教育長】

これまでの非常勤職員が不安定な状況におかれていたため、地方公務員法等が改正され、一般職の会計年度任用職員として規定されることとなった。実に16条例にわたる非常に大きな改正であり、今後とも適宜会議へ報告してもらおうことと思う。

### 【澤川教育長】

第25号議案について、可決したいがよろしいか。

### 【佐藤教育長職務代理者・委員】

よい。

### 【澤川教育長】

第25号議案は、原案どおり可決する。

## 第26号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づく教育委員会の点検・評価について

### 【教育政策課長】

別添報告書案を御覧いただきたい。まず、この報告書案だが、先日の委員協議会で提示したもののから修正はない。前書き、目次に続き、第1章として点検・評価の目的と進め方について記載している。続く3ページからの第2章が点検・評価の総括である。教育委員会会議における審議の他、重要事項の決定等に当たり、立案等の段階から調査・研究のための委員協議会や委員勉強会を実施するとともに、県民との意見交換、教育機関の視察等により、教育の現状や課題の把握に努め、迅速かつ適切な意思決定を図り、適正な管理・執行を行った、と評価した。次に、4ページを御覧いただきたい。指標の達成状況であるが、「学習指導」「子供の様子」「学校・家庭・地域の連携」の3点を、教育委員会所管の施策全体を総括する指標とし、保護者へのアンケートにより達成状況を確認した。この3つの総括指標については、「3指標とも保護者の満足度は80%を超え、一定の成果を上げているものの、学校・家庭・地域の連携に関する項目については、課題があるもの」と評価した。また、プロジェクト別の実施状況をみると、  
・「全国学力・学習状況調査において『勉強が好き』と答えた児童生徒の割合」の低下について  
・「小学校における新体力テスト平均点」の低下傾向について  
・「全国学力・学習状況調査において『朝食を毎日食べている』と答えた児童生徒の割合」の

低下について

これらについて課題があるものと評価した。「学校・家庭・地域の連携に関する項目」を含めた4点の課題については、6ページからの「課題と対策」において対応策を示した。なお、具体的な内容は、第3章の教育委員の活動実績、第4章のプロジェクト別の実施状況、第5章の施策別の実施状況、第6章の横断的な課題への取組に記載している。169ページからの第7章には、有識者の意見を掲載した。有識者からは、

- ・教育振興基本計画に基づき、非常に幅広い取組を行っている。
  - ・「勉強が好き」と答えた児童生徒の割合や「朝食を毎日食べている」と答えた児童生徒の割合の低下については、基本的な学習態度や日常生活のありように関わることなので、反転していい割合になるようにしていかなければならない。
  - ・働き方改革における業務改善に当たっては、現場任せではなく、教育委員会としても方向性をもって、取り組んでほしい。
  - ・積極的な情報発信は非常に大切である。教育委員会が様々な教育課題について議論し、行動していることを積極的に県民に周知・広報してほしい。
- といった御意見をいただいた。

内容の説明については、以上である。本日、議決いただけたら、9月13日に開会が予定されている9月定例県議会において県議会議長宛てに報告書を提出し、議員の皆様へ配付する予定である。あわせて、報道発表を行い、ホームページで公表するなど、積極的に周知を図っていく。

【澤川教育長】

第26号議案について、可決したいがよろしいか。

【佐藤教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第26号議案は、原案どおり可決する。

## 第27号議案 教育委員会所管に係る令和元年度9月補正予算案について

【財務課副課長】

議案23ページを御覧いただきたい。本件は、9月補正予算案を知事が議会に提出するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和元年8月20日付けで知事から本委員会あてに意見を求められていることから、その内容について御審議いただくものである。議案資料23-1ページを御覧いただきたい。教育委員会所管に係る補正予算額は、一般会計で、13億7,182万7千円の減額であり、補正前の額と合わせると予算額は、3,815億4,067万5千円となる。なお、性質別内訳、項別内訳、財源内訳については、ここに記載のとおりとなっている。

次に補正予算案に係る主な内容について説明する。議案資料23-2ページを御覧いただきたい。(1)「教職員人件費(給料等)」は、6月時点の人員構成で積算し、所要額を精査したところ、補正予算額14億7,865万6千円の減額となる。(2)「障害者雇用促進事業」だが、補正予算額192万円の新規事業で、障害者雇用の促進及び就労定着支援のため、精神保健福祉士を配置する。(3)「県立学校長寿命化対策事業」だが、県立学校大規模改修工事等について、令和2年度の夏休み期間中に工事を集中的に実施するため、43億2,000万円の債務負担行為を設定する。議案資料23-3ページを御覧いただきたい。(4)「特別支援学校整備事業」ですが、柏特別支援学校の高等部分離に伴う学校新設工事について、令和4年の供用開始に向け早期に工事着手できるように、19億7,800万円の債務負担行為を設定する。(5)「さわやかちば県民プラザ費」だが、補正予算額550万円の増額で、県民プラザの火災報知設備を更新するため、実施設計などを行うとともに、令和2年度早期に工事着手

できるよう、4, 300万円の債務負担行為を設定する。(6)「新県立図書館等複合施設整備事業」だが、補正予算額3, 150万円で、県立図書館と県文書館の複合施設を新たに整備するため、建設予定地の測量や文化財調査を行う。議案資料23-4ページを御覧いただきたい。(7)「ICカードによる勤務時間の管理」だが、補正予算額5, 190万円の新規事業で、教員の勤務時間を適正に管理するため、全ての県立学校においてICカードを導入するものである。(8)「学校における安全教育等強化事業」ですが、補正予算額1, 550万円の新規事業で、子どもが巻き込まれる事件・事故が多発している状況を踏まえ、交通安全教育や防犯教育を行うものである。(9)「総合スポーツセンター野球場耐震・大規模改修事業」は補正予算額5, 428万円の総額で、総合スポーツセンター野球場の改修工事を進める中で、想定以上に躯体等が老朽化しており、補強のための資材を増量する必要が生じたことなどから、追加工事を行うものである。議案資料23-5ページを御覧いただきたい。(10)「高等学校特別支援教育支援員配置事業」だが、補正予算額505万5千円の増額で、県立高等学校において、生活全般の介助等を必要とする生徒への適切な支援を行うため、令和元年度新入生分等の特別支援教育支援員を追加配置する。

【澤川教育長】

9月補正は、例年、人件費や施設整備の話がメインであるが、それ以外でも急を要する政策的経費なども盛り込んでいるところである。1点要望させていただくと、県立学校におけるICカードリーダーの実施時期が令和2年4月となっているが、3月からでも2月からでも試行という形で導入でき次第、できる学校から順次使っていただきたい。

【澤川教育長】

第27号議案について、可決したいがよろしいか。

【佐藤教育長職務代理人・委員】

よい。

【澤川教育長】

第27号議案は、原案どおり可決する。

## 第28号議案 千葉県いじめ対策調査会委員の解任及び任命について

【児童生徒課副課長】

本議案は、千葉県いじめ対策調査会の委員1名を解任し、新たに1名を任命しようとするものである。議案資料26-1ページにある「千葉県いじめ対策調査会の概要」を御覧いただきたい。1千葉県いじめ対策調査会の設置根拠についてだが、いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定される教育委員会の附属機関であり、千葉県いじめ防止対策推進条例第20条第1項の規定に基づき設置されている。2担当事項についてだが、いじめの防止等に関する調査研究、県が実施するいじめ防止対策に関する審議、重大事態が県立学校で発生した場合における、その事実の確認並びに調査及び審査となっている。3委員についてだが、10人以内で組織し、学識経験を有する者のうちから、県教育委員会が任命することとなっている。4委員の任期については、2年と定められており、現委員の任期は、平成30年4月20日から令和2年4月19日となっている。続いて議案資料26-3ページを御覧いただきたい。委員は現在7名となっているが、貞廣斉子委員が、千葉県教育委員会教育委員に就任したことに伴い、令和元年7月8日付けで辞任願が提出された。先程申しあげたとおり、千葉県いじめ対策調査会は、重大事態が県立学校で発生した場合、その調査等にあたることとされており、その際は、教育委員会の対応も調査対象となりうることから、調査会の第三者性を担保するため、貞廣委員から辞任の意思が示されたものであり、これを受け、貞廣委員を解任するものである。

続いて、議案資料26-4ページを御覧いただきたい。貞廣氏の後任として任命しようとする片岡洋子氏について、選定理由を説明する。片岡氏は、千葉大学教育学部教授として、人権

教育を専門に研究するとともに、同大学教育学部附属小学校長を務めており、豊富な経験と確かな見識を有していることから、本調査会の委員として、本県いじめ防止対策を審議等するにあたり示唆に富んだ意見を賜ることが期待される。以上のことから、貞廣氏の後任に片岡氏を新たに任命しようとするものがある。なお、本日議決されれば、貞廣委員については、8月28日付けで解任となり、後任の片岡氏の任命期間は、貞廣委員の任命期間を引継ぎ、令和元年8月29日から令和2年4月19日となる。また、貞廣氏、片岡氏ともに大学教授であることから、調査会を組織する委員の専門性の構成に変更はない。

【澤川教育長】

第28号議案について、可決したいがよろしいか。

【佐藤教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第28号議案は、原案どおり可決する。

## 第29号議案 千葉県スポーツ推進審議会委員の解任について

【体育課長】

本議案は、千葉県スポーツ推進審議会条例第1条の規定に基づき設置されている、千葉県スポーツ推進審議会の委員の解任をしようとするものである。議案資料28-1ページにあります「千葉県スポーツ推進審議会の概要」を御覧いただきたい。千葉県スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法第31条及び千葉県スポーツ推進審議会条例第1条に規定される教育委員会の附属機関であり、各委員から、千葉県体育スポーツ推進計画を策定する際やその進捗状況等の調査審議、スポーツ推進に関する重要事項の調査審議、スポーツ団体への補助金の交付について等、それぞれの立場から貴重な御意見をいただいている。

4期7年にわたり御勤めいただいた花岡伸和委員においては、豊かな経験と学識から、特に障害者スポーツに関して、貴重な御意見をいただいていたが、この度、教育委員への就任を機に、退任したいとの願いが出されたので、解任について御審議いただきたく御諮りする。なお、後任については花岡委員より御推薦をいただいている。今後調整をし、正式に委員への委嘱を行い、3月の第2回の審議会に御出席いただく予定で考えている。

【澤川教育長】

今後、後任の任命は行うのか。

【体育課長】

今後後任について正式に委嘱の手続きを行い、3月の審議会に出席していただく予定である。

【澤川教育長】

任命は教育委員会議で行うのか。

【体育課長】

そのとおりである。

【澤川教育長】

第29号議案について、可決したいがよろしいか。

【佐藤教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第29号議案は、原案どおり可決する。

**第3号報告 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の原案について**

【財務課副課長】

議案の30ページを御覧いただきたい。本議案については、知事からの意見聴取の回答期限が、教育委員会会議開催前であったことから教育長の臨時代理により処理させていただき、今回報告議案とさせていただいたところである。議案資料の30-1ページを御覧いただきたい。条例改正の概要である。この条例は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる「マイナンバー法」で規定されている事務に加え、県が独自に行う事務を条例で規定することで、マイナンバーを利用した個人情報のやり取りが可能となる条例である。しかしながら現在の条例では、県の独自利用事務に関して、マイナンバーの取り扱いが、県教育委員会に限定されていることから、国立及び市立高等学校においては、県教育委員会と個々に業務委託契約を締結している状況である。この度の改正は、これら独自利用事務の処理に関し、国立及び市立高等学校の設置者がマイナンバーを利用した事務を行うことができるよう、条例に規定を追加するものである。これにより、国立・市立の高等学校の設置者は、県教育委員会と業務委託契約を締結することなく、保護者等から提出のあったマイナンバー記載の申請書等を取り扱うことができ、事務の効率化が図れることとなる。施行期日は令和2年4月1日である。

【澤川教育長】

すべての事務が対象になるわけではないということによろしいか。

【財務課副課長】

条例で定めた県の独自利用事務に関してはすべて取扱いが可能となる。具体的に独自利用事務とは「特別支援学校の就学奨励費」「奨学のための給付金」「学び直し支援金」いずれも給付事業になるが、国立・市立の高等学校等においても、これら3つの事務についてはマイナンバーの記載された申請書等書面の取りまとめが、今回の条例改正にともなうことができるようになる。

【澤川教育長】

これら3つの事務については、県が国立・市立高校を束ねて事務処理をしているもので、これまで個別に契約を結んでいたものを、条例によって一括して包括的に承認を得るといった形にするものとなるということによいか。

【財務課副課長】

そのとおりである。

第3号報告は終了。

**第30号議案 学校職員の懲戒処分について**

**第31号議案 学校職員の懲戒処分について**

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

9 教育長閉会宣告